

連続講座のアンケートよりその2

高知県教組 書記長

畑山 和則

3回目～5回目のアンケートでも、いくつかのご質問やら要望などをいただいていますので、再度、お答えしておきます。遅くなってごめんなさい。

1. 昨年一次合格をして、次の年に期限付きの臨時が出来なければ、その時の一次免除は無効になるのでしょうか。

審査要項には一次免除（専門教養は免除対象外）の条件は次の様に記述されています。「①平成23年度高知県公立学校教員採用候補者審査第一次審査の合格者②平成22年4月1日から平成23年5月13日までに、本県の公立学校臨時教員として1月以上の発令を受けた人」。

だから、「次の年」でなくても、前の年の着任でもOKです。ご安心下さい。

ただし、この免除の条件には三つの問題点があると考えています。

一つ、「本県の公立学校臨時教員」という点です。臨教と考えると、私たちは学校現場にいる正規でない人すべてだと思いがちです。でも、県教委は、「臨時教員は、期限付きと時間講師を言うのであって、県費負担であろうが市町村費の負担であろうが、支援員は入らない。また、県費負担でない市町村雇いの期限付きなどは該当しない」との見解です。

でも今、期限付きになるのか、時間講師になるのか、支援員になるのか、本人に選択権はあまりありません。「今年は期限付きで頑張ってくれたね。来年は、期限付きじゃないけど、支援員の口があるから君さえ良ければ残ってくれないか」と学校で頼まれる例もあります。そうした時、見知らぬ学校へ新たに行くよりは慣れた学校で勤務続けたいと考えて「良いですよ」と返事する人もいます。だから、本人の選択権がまったくないとは言いませんが、基本的には依頼されたところに着任していくという例が多いようです。（その場合、賃金を含む勤務条件などについて詳しい説明をしなければならないのですが、実際には「ちょっと賃金は下がるけど」というような説明があるくらいとの例も聞いています。この点も実は大事な問題です。）行政側が選んでおいて＝本人の選択権があまりない状態で、支援員は免除対象ではないというのは問題だと思います。

私たちは、支援員も臨教と同様の扱いをするように要望しています。

二つ、免除を受けられるのは、昨年と同じ教科でなければなりません。昨年受審して合格していても、今年その教科の募集がなければ、免除の対象にはなりません。加えて言えば、翌年募集が再開されても、今年その教科で受審していないので免除対象にはなりません。また、自分の意志で別な教科を受審するなどした場合にも受審対象にはなりません。本人の都合で受審教科を替える場合は仕方ないにしても、本人の都合ではない「募集なし」等の場合には翌々年に繰り越すなど方法は取れないものかと思います。この点も要望していきたいです。

三つ、一次免除とは言え、一次審査の中の専門教養を受審する必要があります。二次審査の際に資料にするというのが説明ですが、昨年時の受審の際の資料で十分ではないかと

思います。四国四県は統一日程ですので、すべての教科を免除するとひょっとすると他県の受審が可能になる＝受審者が流出することを心配しているのかも知れません。でも、(受審する人たちにとっては競争率が上がり大変かも知れないので、安易に言えないかも知れませんが) 逆に流入する人が多くなるかも知れません。名簿登載後「他県に合格したので辞退します」という人が出れば、その分は第2回目の発表で補充すれば良いのであって、それほど実害はないと思われます。手続き上事務量が増えるなどの心配はありますが、それよりも一次免除の内容を充実させて臨教を励ます方がはるかにプラスが多いと思います。「一度一次審査に合格したら二次審査を受け続ける限り有効」というような政策が出来れば、大いに臨教の励みになると思うのですが・・・。

ともかく、一次免除制度を(受審者側にとって)より良いものにするよう、運動を継続して行きたいです。

2. 3年講師(4/4～3/24)をすると、次の年は一ヶ月か二ヶ月自宅待機をしなければならないのは本当ですか？

県庁や自治体に雇われている臨時職員の場合、そのように扱われる場合があります。でも、学校現場の臨時教員の場合、3年続けたら空けなければならないということはありません。ただ、栄養士の場合、教員ではなく職員の扱いをされています。だから、栄養教諭に免許を切り替える場合は、3年以上の実務経験が一つの条件になっています。ところが、4/4～3/24の現在の着任では、「満3年」になるためには、3年間の着任をしても日数で約30日ほど不足します。だから、その際、4年目の着任が一ヶ月以上必要になるのですが、1年空けるという形を強制されます。だから、足かけ5年かかる計算になります。こんなことは許せないと要望していますが、まだ改善されていません。

「空白なく、3月31日まで着任、4月1日から次の着任開始」という県もある中で、高知県は空白の10日間にこだわっています。総務省の方では「空白期間は必要ない」とのコメントも出され始めているのですが、県教委はまだ空白期間を作る事にこだわっています。

だから、4月1日から始まる組織職員会に参加したいと思っても、辞令が出ずに参加出来ない等の問題が繰り返されています。(学校によっては、辞令はまだだけど参加を依頼される場合もあるようですが・・・。)

空白期間をなくす運動は、これからも継続して行きます。

3. 一次審査の専門教養の点数が二次での合否の判定基準に加わると聞きましたが、本当ですか？

加わっていると思います。一次・二次審査になった時以来、「総合的に判定している」との答弁が続いています。だから、一次審査は一次審査のみの判定資料、その成績はゼロにして、二次審査で同じスタートラインから再度勝負・・・という訳ではありません。

一次免除が始まってから2年目ですが、「なぜ専門教養の試験を受けなければならないのか」との問いに対しても、県教委は「二次の判定に必要だから」と言っています。

